

みんなでつくる“氷見市“の基本ルールの策定過程や内容を紹介する  
ひみ基本ルールだより

# みき 幹 No.2

発行：氷見市自治基本条例検討委員会  
委員長 屋敷夕貴  
発行日：平成 28 年 9 月 27 日  
連絡先：氷見市秘書市民とともに創る未来政策課  
氷見市鞍川 1060 番地  
電話 74-8013 F A X 74-8255

市職員との意見交換会を実施しました。

みなさんのご意見をお寄せください。



屋敷委員長

氷見市の自治基本条例を検討するにあたり、職員のあり方や行財政運営の分野については、当事者であり業務を担う市職員との意見交換が必要だと考え、8月10日に、検討委員と市職員との意見交換会を実施しました。



▲職員との意見交換会の様子

## 職員のあり方について

[出席者] 人事担当職員

### Q 職員採用状況や職場環境はどうなっていますか？

- ・近年、職員採用試験制度（年齢制限の撤廃、専門試験撤廃）や形態（任期付など）が変化しています。
- ・市では自己成長を望む人材を求めています。
- ・人事異動は、職員の意向も反映されたものとなっています。 など

提言書には、職員の職務にあたる姿勢を評価し、期待を表したいという委員会の声を伝えました。市の人事担当者として市が求める職員像や人材育成のことなどについて意見交換ができました。



山崎委員

## 行財政運営について

[出席者] 総合計画担当職員

財政担当職員

行政改革担当職員



### Q 行財政の運営にあたり、工夫・検討していることなどありますか？

#### <総合計画>

- ・地方自治法上、総合計画策定の義務はなくなりました。
- ・計画年度の見直しを検討しています。
- ・予算との連動を目指しています。

#### <財政規律>

- ・「わかりやすい予算書」を作成し、ふれあいトークや市政ナビで見方を解説しています。
- ・どこに力点をおくか、毎年予算編成方針を策定しています。

#### <行政改革>

- ・氷見市行政品質改革プランという3箇年（H27～H30）計画があります。
- ・量から質が求められています。 など

行財政運営の構造や現状は、大事なことですが、市民にはわかりにくいです。担当の職員の方の問題意識も聞きながら理解を深めました。



土山委員

# 委員さんに聞く自治基本条例

(前回の続き)



## Q 5 市民に何か義務が課せられるの？

A 市民自らがまちづくりや自治をすすめる中で本来持っている権利を、より確実に行使していけるような環境や体制を整え、市民と行政が、もっとお互いのできることを助け、ともに関係性を創り上げていくためのルールをつくっています。義務を課すものではありません。



猶明委員

## Q 6 自治基本条例を守らないと罰せられるの？

A 他の先進自治体では、自治基本条例に罰則規定を設けているところはないようです。提言書でも罰則規定については触れていません。他市と同様に罰則規定が設けられなければ、この条例を根拠として罰せられることはありません。



嶋 委員

## Q 7 既存の条例との関係は？

A この瓦版のタイトルのとおり、市が制定する条例等の「幹」となるのが自治基本条例です。既にある条例は、制定を目指している自治基本条例の趣旨を生かして、自治基本条例とつながった内容になるよう再点検し、必要に応じて改正が必要となります。規則、規程、計画等も同様です。



高野委員



YouTube で「自治基本条例紙しばい」が見られます！

- (1) 「YouTube で「氷見市自治基本条例紙芝居」で検索」
- (2) URL で直接アクセス  
<https://youtu.be/Q7hm9NTA41A>
- (3) QR コードで簡単アクセス



次号に続く・・・。